

○千葉市文化センター管理規則

平成元年 6 月 1 日

規則第 5 5 号

改正 平成 3 年 9 月 2 7 日規則第 5 5 号

平成 4 年 3 月 3 1 日規則第 9 4 号

平成 6 年 3 月 2 9 日規則第 4 号

平成 1 0 年 3 月 2 3 日規則第 1 2 号

平成 1 5 年 3 月 3 1 日規則第 4 4 号

平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日規則第 5 5 号

平成 1 8 年 1 0 月 3 日規則第 7 1 号

平成 1 9 年 3 月 1 9 日規則第 1 9 号

平成 2 1 年 3 月 3 1 日規則第 2 1 号

平成 2 2 年 3 月 3 1 日規則第 4 3 号

平成 2 6 年 1 月 2 9 日規則第 4 号

平成 2 6 年 3 月 1 4 日規則第 2 0 号

平成 2 7 年 3 月 2 7 日規則第 1 1 号

平成 2 7 年 6 月 3 0 日規則第 3 9 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日規則第 3 6 号

平成 3 1 年 3 月 2 6 日規則第 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千葉市文化センター設置管理条例（平成元年千葉市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の規定に基づき、千葉市文化センター（以下「文化センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成 1 7 規則 5 5 ・一部改正）

(使用期間)

第2条 文化センターの施設を引き続いて使用することができる期間は、5日間（アートホールの市民サロンにあっては、7日間）とする。ただし、指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（平成17規則55・旧第3条繰上・一部改正、平成19規則19・一部改正）

（使用の許可申請）

第3条 条例第7条第1項の規定により文化センターの施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市文化センター施設使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（2日以上連続使用するときは、その初日をいう。）の属する月の12月前の月の初日（この日が休館日に当たるときは、その翌日とする。ただし、1月においては1月4日とし、その日が休館日に当たるときは、その翌日とする。）から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が相当の理由があると認め、かつ、文化センターの使用に支障がないと認められるときは、この限りでない。

（平成15規則44・一部改正、平成17規則55・旧第4条繰上・一部改正、平成19規則19・一部改正）

（使用の許可）

第4条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市文化センター施設使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を、許可しないときは千葉市文化センター施設使用不許可通知書（様式第3号）を、申請者に交付するものとする。

（平成17規則55・旧第5条繰上・一部改正、平成19規則19・一部改正）

（使用の取消し）

第5条 文化センターの施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を取り消すときは、あらかじめ、千葉市文化センター施設使用取消届（様式第4号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（平成17規則55・旧第6条繰上・一部改正、平成19規則19・一部改正）

（使用の許可に係る事項の変更）

第6条 使用者は、条例第7条第1項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市文化センター施設使用許可事項変更許可申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市文化センター施設使用許可事項変更許可書（様式第6号）を、許可しないときは千葉市文化センター施設使用許可事項変更不許可通知書（様式第7号）を、使用者に交付するものとする。

（平成17規則55・追加、平成19規則19・一部改正）

（使用の許可の取消し）

第7条 指定管理者は、条例第9条の規定により使用の許可を取り消したときは、千葉市文化センター施設使用許可取消通知書（様式第8号）を当該取消しに係る使用の許可を受けた者に交付するものとする。

（平成17規則55・追加、平成19規則19・一部改正）

（附属設備及び器具の利用料金）

第8条 条例別表第2の附属設備及び器具の利用料金は、別表のとおりとする。

（平成15規則44・一部改正、平成17規則55・旧第7条繰下、平成19規則19・一部改正）

(使用時間以外に使用する場合は利用料金)

第9条 使用時間以外の時間に使用する場合(アートホールの市民サロンを使用する場合を除く。)の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(1) 午前5時から午前9時までの間に使用する場合 使用する時間1時間までごとに、午前(午前9時から正午までの時間をいう。以下同じ。)に係る利用料金の額の3分の1に相当する額に100分の200を乗じて得た額

(2) 午後10時から翌日の午前5時までの間に使用する場合 使用する時間1時間までごとに、夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。)に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の200を乗じて得た額

(平成17規則55・追加)

(利用料金の割増料)

第10条 条例別表第1備考第3項第2号の入場料の類(以下「入場料等」という。)とは、入場料その他名目のいかんを問わず直接又は間接に金銭の支出が必要となるものをいう。

2 条例別表第1備考第3項第2号の利用者が入場料の類を徴収する場合における規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入場料等の最高額(消費税相当額を含む。以下この項において同じ。)が500円以下の場合 条例別表第1備考第3項に規定する利用料金額(以下この項において「利用料金額」という。)に100分の20を乗じて得た額

(2) 入場料等の最高額が500円を超え1,000円以下の場合 利用料

金額に100分の40を乗じて得た額

(3) 入場料等の最高額が1,000円を超える場合 利用料金額に100分の60を乗じて得た額

3 条例別表第1備考第3項第3号の物品の販売その他の営利を目的とした行為で規則で定めるものは、物品の販売（催物に附帯するプログラム等の販売を除く。）並びに商品の展示、広告及び宣伝をいう。

4 使用時間内において使用の許可を受けた時間（以下この項において「使用許可時間」という。）を超過し、又は繰り上げて使用する場合（アートホールの市民サロンを使用する場合を除く。）の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(1) 午前の使用者が使用許可時間を超過して使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア超過して使用する時間が午後5時までの場合 超過して使用する時間

1時間までごとに、午後（午後1時から午後5時までの時間をいう。以下同じ。）に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じた額

イア以外の場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 午後に係る利用料金の額の4分の5に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(イ) 午後5時を超えて超過して使用する時間1時間までごとに、夜間に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(2) 午後の使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア午前から繰り上げて使用する場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 午前の繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午前に係る利用料金の額の3分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(イ) 午後に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

イア以外の場合 ア(イ)に掲げる額

(3) 午後の使用者が使用許可時間を超過して使用する場合 第1号イ(イ)に掲げる額

(4) 夜間の使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア午前から繰り上げて使用する場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 第1号イ(ア)に掲げる額

(イ) 第2号ア(ア)に掲げる額

(ウ) 夜間に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

イ午後5時前から繰り上げて使用する場合(アに掲げる場合を除く。) 次に掲げる額の合計額

(ア) 午後5時前の繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午後に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(イ) ア(ウ)に掲げる額

ウア及びイ以外の場合 ア(ウ)に掲げる額

(平成15規則44・全改、平成17規則55・旧第8条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 条例第11条に規定する規則で定める場合は、本市が共催する行事

に使用する場合その他特に必要がある場合として市長が定める場合とする。

(平成17規則55・追加、平成19規則19・一部改正)

(利用料金の徴収)

第12条 指定管理者は、使用許可書を交付する際に利用料金を徴収するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、この限りでない。

(平成15規則44・一部改正、平成17規則55・旧第9条繰下・一部改正、平成19規則19・一部改正)

(利用料金の返還)

第13条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となった場合

(2) アートホール（会議室を除く。）については使用しようとする日の30日前までに、アートホールの会議室については使用期日7日前までに使用の取消しを届け出た場合

(平成15規則44・旧第11条繰上・一部改正、平成17規則55・旧第10条繰下・一部改正、平成19規則19・一部改正)

(施設の変更の申請)

第14条 条例第13条の規定により文化センターの施設の原状の変更の承認を受けようとする者（以下「承認申請者」という。）は、千葉市文化センター施設原状変更承認申請書（様式第9号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、承認したときは、千葉市文化センター施設原状変更承認書（様式第10号）を、承認しないときは千葉市文化センター施設原状変更不承認通知書（様式第11号）を、承認申請者に交付するものとする。

(平成15規則44・旧第12条繰上・一部改正、平成17規則55・旧第11条繰下・一部改正、平成19規則19・一部改正)

(損傷等の届出)

第15条 文化センターの施設を損傷し、又は著しく汚した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(平成15規則44・旧第14条繰上、平成17規則55・旧第13条繰下・一部改正)

(遵守事項)

第16条 文化センターの施設の使用の許可を受けた者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された目的以外の目的で使用しないこと。
- (2) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、柵等にはり紙をし、又は釘類等を打たないこと。
- (4) 立入りを禁止した区域に立ち入らないこと。
- (5) 所定の場所以外において火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (6) 許可なく物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (7) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(平成17規則55・追加、平成19規則19・一部改正)

(指定申請)

第17条 条例第16条第1項の申請(第2号において「指定申請」という。)は、千葉市文化センター指定管理者指定申請書(様式第12号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 指定管理者に文化センターの管理を行わせる期間(第19条第3号において「指定期間」という。)に属する各年度における文化センターの管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (2) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及

び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類（以下この号において「損益計算書等」という。）。ただし、成立の日の属する年度以後３事業年度を経過していない法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録

（３）定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあつては、当該法人等の登記事項証明書

（４）役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平成１７規則５５・追加、平成１９規則１９・平成２７規則１１・一部改正、平成２７規則３９・旧第１８条繰上・一部改正）

（指定）

第１８条 市長は、条例第１６条第１項の規定による指定をしたときは、千葉市文化センター指定管理者指定書（様式第１３号）を指定した法人等に交付するものとする。

（平成１７規則５５・追加、平成１９規則１９・一部改正、平成２７規則３９・旧第１９条繰上・一部改正）

（告示）

第１９条 条例第１６条第２項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

（１）文化センターの名称

（２）指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

（３）指定管理者を指定した場合にあつては、指定期間

（４）指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあつては、その理由

(5) 管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲

(平成17規則55・追加、平成27規則39・旧第20条繰上・一部改正)

(協定の締結)

第20条 指定管理者は、市長と文化センターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 文化センターの管理に関する事業計画に関する事項

(2) 文化センターの施設の使用の許可に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 文化センターの管理に要する費用に関する事項

(5) 文化センターの管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(6) 文化センターの管理に関して保有する情報の公開に関する事項

(7) 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。）その他文化センターの管理に関する業務の報告に関する事項

(8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平成17規則55・追加、平成27規則39・旧第21条繰上)

(事業報告書の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書に文化センターの管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(平成17規則55・追加、平成27規則39・旧第22条繰上)

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、文化センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成15規則44・追加、平成17規則55・旧第15条繰下・一部改正、平成27規則39・旧第23条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第11条まで、第14条及び第15条の規定は、平成元年8月3日から施行する。

附 則 (平成3年9月27日規則第55号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる使用料については、なお従前の例による。

(1) 平成4年4月1日(以下「施行日」という。)前の使用の許可に係る
千葉市民会館及び千葉市文化センターの附属設備及び器具使用料

附 則 (平成4年3月31日規則第94号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月29日規則第4号)
(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則 (平成10年3月23日規則第12号)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の千葉市文化センター管理規則及び千葉市民文化ホール管理規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)

以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成１５年３月３１日規則第４４号）

- 1 この規則は、平成１５年４月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の千葉市文化センター管理規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前になされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成１７年１０月１１日規則第５５号）

- 1 この規則は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第１５条を第２３条とし、第１３条の次に７条を加える改正規定（第１７条から第２１条までの規定に係る部分に限る。）及び様式第１２号の次に３様式を加える改正規定（様式第１４号から様式第１６号までの規定に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の千葉市文化センター管理規則第４条第１項若しくは第６条第３項の規定による許可の申請又は第１１条第１項の規定による承認の申請は、それぞれこの規則による改正後の千葉市文化センター管理規則第３条第１項若しくは第６条第１項の規定による許可の申請又は第１４条第１項の規定による承認の申請とみなす。

附 則（平成１８年１０月３日規則第７１号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成１９年３月１９日規則第１９号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月３１日規則第２１号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 43 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 26 年 1 月 29 日規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の千葉市民会館管理規則別表、第 2 条の規定による改正後の千葉市文化センター管理規則別表、第 3 条の規定による改正後の千葉市文化ホール管理規則別表、第 4 条の規定による改正後の千葉市美術館管理規則別表第 2 号及び第 5 条の規定による改正後の千葉市文化交流プラザ管理規則別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 14 日規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 11 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 30 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 36 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日規則第 18 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の千葉市民会館管理規則別表、第2条の規定による改正後の千葉市文化センター管理規則別表及び第3条の規定による改正後の千葉市文化ホール管理規則別表の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表

(平成26規則4・全改、平成26規則20・平成31規則18・一部改正)

区分	品目	形状内容	単位	利用料金 午前、午後、夜間、 使用時間以外の 時間 各1回に つき	備考
舞台設備	所作台		一式	6,020円	
	花道用所作台		一式	1,100円	
	仮設舞台		一式	4,920円	張出舞台
	仮設花道		一式	2,300円	
	鳥屋囲い	揚幕付	一式	640円	
	見切り	邦楽邦舞用	一式	1,300円	
	松羽目	竹羽目共	一式	2,720円	
	びょうぶ	金・銀・鳥の子	一双	1,300円	
	ひ毛仙	1.81メートル ×2.72メートル	1枚	100円	
		7.00メートル	1枚	640円	

	× 7. 0 0メート ル			
長座布団		1 枚	1 0 0 円	
座布団		1 枚	1 0 0 円	
反響板		一式	5, 5 0 0 円	
平台		1 台	2 0 0 円	
オーケスト ラ用ポータ ブルステー ジ		1 台	2 0 0 円	
ポータブル ステージ用 けこみ		一式	1, 1 0 0 円	
合唱用ステ ージ		1 台	2 0 0 円	
指揮台		1 台	3 0 0 円	
指揮者用譜 面台		1 台	1 5 0 円	
演奏者用譜 面台		1 台	5 0 円	
演壇		一式	1, 1 0 0 円	司会者台を含 む。
司会者台		1 台	5 2 0 円	
プログラム スタンド		1 台	1 0 0 円	
コントラバ		1 本	1 0 0 円	

	ス用椅子				
	ソロ演奏者 用椅子		1 本	3 0 0 円	
	しゃ幕		1 枚	1, 1 0 0 円	
	展示パネル		1 枚	2 0 0 円	
	上敷		1 枚	1 5 0 円	
	地がすり		1 枚	1, 1 0 0 円	
	ジョーゼツ ト		一式	4, 8 2 0 円	
	講釈台		1 台	1, 1 0 0 円	
	浪曲台		1 台	1, 1 0 0 円	
	高座台		1 台	1, 1 0 0 円	
	雪かご		1 台	2 0 0 円	
	バレエ用シ ート		一式	3, 1 6 0 円	
	しょうぎ台		1 台	3 0 0 円	
舞台照 明設備	花道フット ライト		1 列	4 2 0 円	
	フットライ ト		1 列	7 6 0 円	
	天反ライト		1 列	1, 4 0 0 円	
	第 1 ボーダ ーライト		1 列	1, 4 0 0 円	
	第 2 ボーダ ーライト		1 列	1, 4 0 0 円	
	プロセニア		1 列	2, 9 6 0 円	

ムサスペン ションライ ト				
第1サスペ ンションラ イト		1列	2, 9 6 0円	
第2サスペ ンションラ イト		1列	2, 9 6 0円	
第3サスペ ンションラ イト		1列	2, 9 6 0円	
第4（バッ ク）サスペ ンションラ イト		1列	2, 9 6 0円	
アッパーホ リゾントラ イト		1列	2, 7 2 0円	
ローアホリ ゾントライ ト		1列	1, 6 2 0円	
シーリング スポットラ イト（上段）		1列	2, 7 2 0円	
シーリング		1列	2, 7 2 0円	

スポットライト（下段）				
リモコンピンスポットライト		1 台	1, 1 0 0 円	
フロントサイドライト	2 0 灯まで	一式	2, 2 0 0 円	
固定トーマンタルスポットライト		一式	2, 8 4 0 円	
昇降トーマンタルスポットライト		一式	2, 8 4 0 円	
クセノンピンスポットライト		1 台	2, 7 2 0 円	
ミラーボード	格納式	1 台	1, 6 2 0 円	
	つり型、置き型	1 台	4 2 0 円	
移動用スポットライト		1 台	2 5 0 円	
移動用ピンスポットライト		1 台	6 4 0 円	
エフェクトマシンA	オーロラマシン 波エフェクトマシン	1 台	5 2 0 円	

		虹エフェクトマシン			
	エフェクトマシンB	プロジェクター スポットライト	1 台	1, 6 2 0 円	
	ポジスポットライト		1 台	6 4 0 円	1 サス～3 サス各4 台
	ストロボマシン		1 台	1, 1 0 0 円	
	星球		一式	5 2 0 円	
	ブラックライト		一式	7 6 0 円	
	ストリップライト		1 台	2 5 0 円	
	スタンド		1 台	1 0 0 円	
	スモークマシン		1 台	4, 4 0 0 円	オイルを含む。
	ドライアイスマシン		1 台	2, 6 2 0 円	ドライアイスを含まない。
舞台音響設備	拡声装置		一式	3, 3 0 0 円	かげマイク 1 本付
	録音・再生機器（テープ・CD・MD等）		1 台	1, 1 0 0 円	
	はね返りスピーカー		1 台	5 2 0 円	
	ワイヤレス	ハンド型、タイプ	1 本	2, 4 0 0 円	

マイク	ン型			
3点つりマイク装置		一式	860円	マイクを含まない。
1点つりマイク装置		一式	300円	マイクを含まない。
ステージスピーカーシステム		一式	3,300円	アンプを含む。
周辺機器	イコライザー エコーマシン リミッターコンプレッサー ノイズゲート エキサイター デジタルディレイ デジタルリバーブ	1台	1,300円	
パワーアンプ		1台	1,300円	
移動用音響調整卓	マイク・ライン入力17チャンネル以上	1台	2,720円	
	マイク・ライン入力17チャンネル未満	1台	640円	
ステレオコンデンサー		1本	2,200円	

	マイク				
	マイクロフ	コンデンサー型	1 本	1, 1 0 0 円	
	オン	ダイナミック型	1 本	6 4 0 円	
	ワイヤレス マイク		1 本	1, 1 0 0 円	セミナー室 第1スタジオ
	マイクスタ ンド		1 本	1 0 0 円	
	音響装置		一式	1, 7 4 0 円	セミナー室
			一式	5 2 0 円	リハーサル室 スタジオ
映写設 備	1 6 ミリ映 写機		1 台	3, 0 6 0 円	ホール(スクリ ーンを含まな い。)
			一式	3, 3 0 0 円	セミナー室(ス クリーンを含 む。)
	スクリーン		一式	1, 3 0 0 円	ホール
	スライド映 写機		1 台	1, 3 0 0 円	スクリーンを 含まない。
	ビデオ撮影 システム		一式	4, 0 6 0 円	
	ビデオプロ ジェクター		1 台	1, 9 6 0 円	スクリーンを 含まない。
			一式	3, 3 0 0 円	セミナー室(ス クリーンを含 む。)

	オーバーヘッドプロジェクター		1 台	1, 3 0 0 円	スクリーンを含まない。
楽器	ピアノ	スタインウェイD型	1 台	6, 6 0 0 円	ホール
		ヤマハCF	1 台	3, 3 0 0 円	第1スタジオ
		ヤマハCLP—480PEデジタルピアノ	1 台	8 6 0 円	第2リハーサル室
	LM楽器		一式	1, 9 6 0 円	スタジオ
その他	折りたたみ椅子		1 本	5 0 円	
	折りたたみテーブル		1 本	2 0 0 円	
	持込器具	1 キロワットにつき	1 回	1 5 0 円	
	シャワー		1 室	3 0 0 円	

様式第1号

(表)

千葉文化センター施設使用許可申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所

団体／氏名

代表者の氏名

電話番号

担当者の氏名

担当者電話番号

連絡先電子メールアドレス

次のとおり使用の許可を申請します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			
催事開催時間			

使用日	開始時間	終了時間	施設等名	利用料金
施設利用料金計				
			合計利用料金	
備考				

(裏)

年 月 日

団体／氏名：

[illegible]

様式第2号

(表)
千葉市文化センター施設使用許可書

年 月 日

様

指定管理者 

次のとおり施設の使用を許可します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			
催事開催時間			

使用日	開始時間	終了時間	施設等名	利用料金
施設利用料金計				
		合計利用料金		
備考				

(裏)

年 月 日

団体／氏名： _____

[illegible]

様式第3号

(表)
千葉市文化センター施設使用不許可通知書

年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった、千葉市文化センターの使用については、次の理由により許可しないので通知します。

1 申請内容

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			
催事開催時間			

使用日	開始時間	終了時間	施設等名	利用料金
施設利用料金計				
		合計利用料金		

2 許可しない理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

(裏)

年 月 日

団体／氏名：

[illegible]

様式第4号

(表)
千葉市文化センター施設使用取消届

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所
団体／氏名
代表者の氏名
電話番号
担当者の氏名
担当者電話番号 連絡先電子メールアドレス

次のとおり千葉市文化センターの使用を取り消します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			
催事開催時間			

使用日	開始時間	終了時間	施設等名		利用料金
			取消日	取消理由	
施設利用料金計					
			合計利用料金		
備考					

(裏)

年 月 日

団体／氏名：

[illegible]

様式第5号

(表)

千葉市文化センター施設使用許可事項変更許可申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所

団体／氏名

代表者の氏名

電話番号

担当者の氏名

担当者電話番号

連絡先電子メールアドレス

千葉市文化センターの使用について、許可に係る事項を次のとおり変更したいので申請します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			
催事開催時間			

使用日	変更	開始時間	終了時間	施設等名	利用料金
施設利用料金計					
変更前合計利用料金			変更後合計利用料金		
			変更による差額		
備考					

(裏)

年 月 日

団体／氏名：

[illegible]

様式第6号

(表)

千葉市文化センター施設使用許可事項変更許可書

年 月 日

様

指定管理者



千葉市文化センターの使用の許可に係る事項の変更の申請について、次のとおり許可します。

行事名称					
使用目的		使用人数			
受付区分					
利用料金区分					
催事開催時間					
使用日	変更	開始時間	終了時間	施設等名	利用料金
施設利用料金計					
変更前合計利用料金			変更後合計利用料金		
			変更による差額		
備考					

(裏)

年 月 日

団体／氏名：

[illegible]

様式第7号

(表)

千葉市文化センター施設使用許可事項変更不許可通知書

年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のあった千葉市文化センターの使用の許可に係る事項の変更の申請については、次の理由により許可しないので通知します。

1 變更申請內容

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			
催事開催時間			

使用日	変更	開始時間	終了時間	施設等名	利用料金
施設利用料金計					
変更前合計利用料金			変更後合計利用料金		
			合計利用料金		

2 許可しない理由

--

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

(裏)

年 月 日

団体／氏名：

[illegible]

様式第8号

(表)

千葉県文化センター施設使用許可取消通知書

年 月 日

様

指定管理者



次のとおり、千葉県文化センターの使用の許可を取り消しましたので、通知します。

1 取り消した許可の内容

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			
催事開催時間			

使用日	開始時間	終了時間	施設等名	利用料金
施設利用料金計				
		合計利用料金		

2 取消理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

(裏)

年 月 日

団体／氏名：

[illegible]

様式第9号

千葉市文化センター施設原状変更承認申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所
団体／氏名
代表者の氏名
電話番号
担当者の氏名
担当者電話番号 連絡先電子メールアドレス

次のとおり申請します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			
催事開催時間			
原状変更理由 変更箇所			

使用日	開始時間	終了時間	施設等名	利用料金
施設利用料金計				
		合計利用料金		
備考				

様式第10号

千葉市文化センター施設原状変更承認書

年 月 日

様

指定管理者 

次のとおり承認します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			
催事開催時間			
変更理由 変更箇所			

使用日	開始時間	終了時間	施設等名	利用料金
施設利用料金計				
		合計利用料金		
備考				

様式第11号

千葉市文化センター施設原状変更不承認通知書

年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のありました千葉市文化センターの施設の原状の変更については、次の理由により、承認しないので通知します。

1 申請の内容

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			
催事開催時間			
変更理由 変更箇所			

使用日	開始時間	終了時間	施設等名	利用料金
施設利用料金計				
		合計利用料金		

2 承認しない理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第12号

千葉市文化センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)千葉市長

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名 ①
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス @
担当者の氏名

千葉市文化センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第13号

千葉市指令 第 号

千葉市文化センター指定管理者指定書

様

次のとおり千葉市文化センターの指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長 

1 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 指定の条件

様式第 1 号

(平成 2 8 規則 3 6 ・ 全改)

様式第 2 号

(平成 2 8 規則 3 6 ・ 全改)

様式第 3 号

(平成 2 8 規則 3 6 ・ 全改)

様式第 4 号

(平成 2 8 規則 3 6 ・ 全改)

様式第 5 号

(平成 2 8 規則 3 6 ・ 全改)

様式第 6 号

(平成 2 8 規則 3 6 ・ 全改)

様式第 7 号

(平成 2 8 規則 3 6 ・ 全改)

様式第 8 号

(平成 2 8 規則 3 6 ・ 全改)

様式第 9 号

(平成 2 8 規則 3 6 ・ 全改)

様式第 1 0 号

(平成 2 8 規則 3 6 ・ 全改)

様式第 1 1 号

(平成 2 8 規則 3 6 ・ 全改)

様式第 1 2 号

(平成 2 2 規則 4 3 ・ 全改)

様式第 1 3 号

(平成 1 7 規則 5 5 ・ 追加、平成 1 9 規則 1 9 ・ 旧様式第 1 5 号繰上)

